

山形県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和3年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		4.6E-3	1.6E-1	1.0E+1	10.7
64	エトフェンプロックス	1.0E+1	3.5E+0	1.0E+1	9.3E+0	33.1
117	テブコナゾール				1.3E+0	1.3
139	トラロメトリン			1.6E+0	8.5E-1	2.5
140	フェンプロパトリン			1.2E+0		1.2
153	テトラメトリン	9.4E+1	4.3E+0	9.7E+1	4.3E-2	195.0
181	ジクロロベンゼン	2.0E+2	9.8E+1			302.1
225	トリクロルホン		3.5E+0			3.5
251	フェニトロチオン		6.8E+1	1.5E+0		69.9
252	フェンチオン	2.3E+0	2.7E+1	2.3E+0		32.0
256	デカン酸				1.0E+0	1.0
350	ペルメトリン	2.1E+1	2.0E+1	1.3E+1	2.4E+1	78.4
405	ほう素化合物		5.5E-2	2.3E+1	8.7E-1	24.4
427	カルバリル			7.7E+1		77.4
428	フェノブカルブ			7.9E+0	6.2E+1	70.2
457	ジクロルボス	4.0E+1	3.1E+2			348.1
合 計		3.7E+2	5.3E+2	2.4E+2	1.1E+2	1250.7

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注)衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等